

シティーケーブル周南ご加入に関する

□重要事項説明 □加入契約・約款

目 次

●はじめに	P 2
●個人情報保護方針について	P 4

重要事項説明

各種割引に関する事前確認事項	P 5
インターネット長期割／セット割	P 5
サービスに関する重要事項説明	P 6
無線ルーターレンタルについて／C C S エアコネクトについて	P 6
ケーブルプラス電話お申込み事前確認事項	P 7

加入契約・約款

 テレビ	P 11
有線テレビジョン放送施設加入契約約款	P 11
 インターネット	P 15
インターネット接続サービス加入契約約款	P 15
無線ルーターレンタル 利用規約	P 18
L T E 無線通信サービス（C C S エアコネクト）契約約款	P 19
 ケーブルプラス電話	P 28
「ケーブルプラス電話」に関する説明事項（重要）	P 28
ケーブルプラス電話サービス提供に伴う 設備の設置及び請求などに関する規約	P 34

はじめに

●契約内容の通知について

弊社はケーブルテレビサービス、インターネットサービスの契約を承認した場合、契約内容を通知する書面を受付時に発行、または届け出された住所に送付します。電話（ケーブルプラス電話）サービスについては、KDDI株式会社よりご利用先の住所に送付されます。

●初期契約解除について

サービスの提供開始日もしくは加入契約内容の確認書受領日のいずれか遅い日から8日間は、加入本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）ができます。

弊社が発行する契約内容を通知する書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面により申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。初期契約解除はケーブルテレビサービス、インターネットサービスに適用されます。ただし、当該契約解除までの期間において提供を受けたサービスの料金、事務手数料および既に工事が実施された場合の工事費はお支払いいただきます。

●料金のお支払いとご請求について

1. 工事費や毎月のご利用料金のお支払いは、当社指定金融機関からの口座振替または当社指定のクレジットカード決済といたします。工事費は工事翌月、ご利用料金はご利用月の翌月に請求いたします。
2. 口座振替をご利用の場合の引落日は毎月27日（土日祝日の場合は翌営業日）となります。クレジットカード決済をご利用の場合は、各クレジットカード会社ごとの引落日をご確認ください。
3. 工事費や月額利用料金等の分割支払いはできません。各サービスの月額利用料について、ケーブルプラス電話の基本料金を除き、日割り計算はございません。
4. 請求明細は登録無料のWebサービス「CCSマイページ」にてご確認ください。口座振替をご利用に限りご希望のお客様には手数料220円（税抜200円）／部にて発行させていただきます。
5. 支払方法の変更や口座・カードのご変更等は書面でのお手続きが必要です。書面提出から手続き完了までに1ヶ月程度かかる場合がございます。既に金融機関口座からの引落でお支払いいただいている場合、手続き完了までは今までご利用の方法にてお支払いいただきます。
6. 適格請求書を発行ご希望の場合は弊社ホームページまたはお電話にてご依頼ください。

●クレジットカードでのお支払いについて

1. クレジットカード決済のご利用には利用規約に同意の上、書面お申し込みが必要です。
2. クレジットカード決済をご利用の場合は明細書及び領収書は発行いたしませんので、カード会社から届く請求明細書または「CCSマイページ」をご覧ください。
3. カード会社の規約により、本カード支払の申込、各月のカード支払の請求が承認されない場合、及びカード会員資格を喪失された場合は、改めて別の支払い方法にてお支払いいただきます。
4. カード番号及びカード有効期限等を変更される場合は、速やかに当社までご連絡ください。

●支払い延滞時の対応について

当社は延滞されたお客様に対して、以下の対応をいたします。

1. お客様の支払いに延滞が認められた場合、当社の判断でコンビニエンスストア払込票を送付いたします。払込票記載の期日までに、店頭若しくはPayPay等対応モバイル決済にてお支払いください。払込票にて通知する金額は、当社の顧客管理単位（世帯単位を想定していますがこれに限らない）で集計した金額を通知いたします。
2. お客様が当社から行われる督促に対して、当社が通知した金額の支払いを期日までにいただけない場合、当社はサービスの供給を停止いたします。また、サービス供給停止の実施は、当社の顧客管理単位（世帯単位を想定していますがこれに限らない）でおこないます。

●転居手続きについて

1. 転居の際は、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。
2. 当社のケーブルテレビ放送サービスエリア内への転居であれば、サービスをご継続いただくことができます。その際、営業員による下見とご契約変更手続きおよび当社技術員による作業が必要となりますので、お早めにご連絡ください。なお、地域や建物によりサービスのご提供ができない場合がございます。予めご了承ください。
3. ご新築時に当社サービスの導入をご検討いただく場合は、早期の段階でのご検討・ご相談をおすすめいたします。設計段階からご相談いただくことで、目的に応じた配管工事ができるので、外観を損ねることなく設置が可能となります。ご希望により建設会社様との直接のお打ち合わせも承りますので、事前にご相談ください。
4. サービスエリア外への転居、サービスエリア内であっても転居先の事情によりサービスのご提供ができない場合はご解約となります。
5. ケーブルプラス電話転居のご注意事項
 - 1) ケーブルプラス電話にご加入後、転居される場合は、電話番号を継続してご利用いただけない場合がございます。（番号ポータビリティサービスを含む）。
 - 2) サービスエリア内であっても建物構造上ご提供できない集合住宅や場合がございます。またケーブルプラス電話サービス提供エリア外へ転居される場合は、お客様ご自身にて移転先の電話事業者への手続きが必要となります。
 - 3) 番号の廃止をご希望の場合は、当社にお申し付けください。
6. 現在各スマートフォン割引を適用中のお客様は、再度各携帯電話ショップにてお手続きが必要となります。詳しくは、各携帯電話ショップにお問合わせください。

●解約手続きについて

1. 解約を希望する月の最終営業日までに、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。弊社貸与機器の返却および所定書面での解約手続きが必要です。
2. 紛失・破損等により弊社貸与機器の返却ができない場合や解約に伴い弊社設備の全撤去を希望する場合は、該当サービスの利用規約または加入約款に定める費用が発生する場合がございます。

個人情報保護について

1. 個人情報保護理念

当社は、情報の発信を目的として有線テレビ放送・第1種電気通信などの事業を行っております。当社のこれらの事業は、関係者（お客様、お取引先様、株主様、および従業員）との信頼の上に成り立っていると考えています。

当社は、当社が事業活動をする上でお預かりする全ての個人情報をより厳正に取り扱うため、役員および従業員等が遵守すべき行動基準として本個人情報保護方針を定め、その遵守の徹底を図ることといたします。

当社は、予め特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用しません。

また当社は、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」および日本工業規格 JIS Q 15001:2006「個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」など、関連する法令やガイドラインに準拠して個人情報を取り扱います。

なおこの個人情報保護方針における用語の定義は個人情報保護法に準じます。

2. 内部管理体制の確立

当社は、適切な個人情報の取り扱いのために以下の事項を実施します。

個人情報の漏えい、滅失又はき損の予防及び是正（改善）のための対策を講じます。

個人情報相談窓口を設けて、お預かりした個人情報に関する苦情および相談への対応を行います。

個人情報の取り扱い方法を定めた内部規定を整備します。

「個人情報保護管理者」を任命し、内部規定の遵守を徹底します。

役員、派遣社員を含む全従業員に個人情報の取扱いに関する教育を年1回以上実施します。

内部規定およびその遵守の状況を年1回以上の監査を行い、継続的に改善・是正します。

3. 個人情報に関するお問い合わせ対応

当社は、当社の保有する開示対象個人情報（利用の目的についてをご参照下さい）に関し、ご本人（代理人を含む）から開示・訂正・利用および提供の停止に関するご要請があれば、ご本人の確認をさせていただいた上で、速やかに対応します。また当社の個人情報の取り扱いに関するご質問、ご相談にも対応いたします。ただしデータの削除については、法的な保管義務に抵触する場合にはご希望に添えない場合があります。

当社の個人情報に関するお問い合わせは、以下の窓口で承ります。お問い合わせの内容により必要な書類提出や質問へのご回答をお願いすることがあります。なお回答を本人限定郵便を利用してお送りする場合、手数料として1,000円（税別）を申し受けます。

※ただし訂正・追加又は削除・利用の停止・消去及び第三者への提供の停止についてのご請求の場合は手数料は頂きません。

窓口の受付時間は平日の午前9時から午後6時までとさせていただきます。

<個人情報相談窓口>

〒745-0031 周南市銀南街49番地 銀南毎日興業ビル

株式会社シティーケーブル周南

個人情報相談窓口責任者宛

電話：0834-21-2647 FAX：0834-27-6161

メール：privacy@ccsnet.ne.jp

※個人情報の取り扱いに関する
問い合わせ窓口、開示・訂正
などの手続き詳細については
ホームページもご参照ください。

重要事項説明

各種割引に関する事前確認事項

インターネット長期割

長期割引契約対象サービスは下記の通りとなります。

1. ひかり10Gコース、ひかり1Gコース、ひかり100Mコース ※ひかり30Mコース、一部専用プランの集合住宅は対象外となります。
2. 長期割引契約期間中の対象サービス間のコース変更は可能です。※ひかり30Mコースへの変更は違約金の対象となります。
3. 契約成立月から36ヶ月の長期利用を担保に、対象サービスの月額利用料から毎月550円（税込）を割引させていただきます。割引はお申込み翌月分のご利用料金から適用させていただきます。
4. 長期利用契約期間36ヶ月以内のご解約の場合、もしくは対象外サービスへのコース変更の場合は下記の違約金を当社の指定する期日までにお支払いいただきます。

違約金：月額利用料相当額

5. 長期利用契約期間終了後は、お客様からのお申し出がない限りさらに36ヶ月の長期利用契約期間を自動更新させていただき、割引も継続させていただきます。但し長期利用契約開始後（更新継続後）37～39ヶ月経過の3ヶ月間のご解約お申し出、もしくは対象外サービスへのコース変更お申し出につきましては、違約金は免除させていただきます。
6. 弊社サービスエリア外へお引越しに伴う解約または弊社側理由による解約については、長期利用契約期間内でも違約金を減免する場合がございます。その際はお引越し先を証明できるものをご提出いただく場合があります。

セット割

ギガセット割 利用規約

1. ギガセット割は、ひかり1Gコースまたはひかり10Gコースと以下のテレビサービスのご契約および同一口座からの引落が適用条件となります。
対象テレビコース：地デジ・BSコース※、4Kベーシック、4Kプレミアム ※ひかり1Gまたはひかり10Gコース加入者限定のコースです。
2. ひかり1Gまたはひかり10Gとテレビの課金が同時にある場合、テレビの月額利用料から毎月660円（税込）を割引させていただきます。
3. ひかり1Gまたはひかり10Gを解約またはひかり1G以下にコースダウンした場合、セット割引は自動的に解約になります。
4. CCSネット集合住宅特別プラン等すでに割引が適用されているプランをご利用の場合は対象外となります。

動画配信サービスセット割

1. 動画サービスセット割はCCS発行の「ケーブルID」まとめて支払いの対象動画配信サービスとCCSネット（固定回線）の同時利用で110円（税込）を割引します。
2. 1. の条件を満たす時自動的に適用されます。

トリプル割・ダブル割

1. ケーブルプラス電話と対象のCCSネット（固定回線）サービス、テレビ（STB）サービスを同時にご利用かつ料金のお支払いが同一口座（またはクレジットカード）の場合自動的に適用されます。
2. 組み合わせにより割引料金は異なります。【別表】
3. 月末時点の加入状況により適用されます。途中でケーブルプラス電話を解約した場合は適用されません。
4. 長期割、ギガセット割、動画配信サービス割、トリプル・ダブル割は併用可能です。ただし、買取STB、CCSネット集合住宅特別プランはすでに割引が適用されているためトリプル割・ダブル割の対象外となります。

別表

セット割名称	サービス	月額割引額
トリプル割	ケーブルプラス電話 CCSネット 4Kベーシック・4Kプレミアム	583円
ダブル割①	ケーブルプラス電話 CCSネット	363円
ダブル割②	ケーブルプラス電話 4Kベーシック・4Kプレミアム	220円

※表示金額はすべて税込です。

サービスに関する重要事項説明

無線ルーターレンタルについて

1. 当サービスの最低利用期間は契約成立月から2年（24ヶ月）とします。最低利用期間経過後は1ヶ月毎の自動更新となります。
2. 最低利用期間内に当サービスを解約する場合、月額利用料相当額を違約金として当社の指定する期日までにお支払いいただきます。
3. 無線ルーターのセキュリティ機能を無効にすることは禁止します。

CCSエアコネクトについて

1. サービス提供

CCSエアコネクトはCCSのLTE回線を媒体としたインターネット接続サービスです。サービス提供に関しましては下記の通りとなります。

サービス	提供会社
アクセス回線	株式会社シティーケーブル周南
プロバイダー	株式会社シティーケーブル周南

2. CCSエアコネクト端末はWi-Fiルーター機能を有します。

- ・各端末のインターネット回線の接続にはプライベートIPアドレスを使用します。
- ・各端末のWi-Fiのセキュリティ機能の無効化は禁止とします。
- ・各端末内のSIMカードの取り外しは故障の原因となりますので禁止とします。

3. サービス料金（1契約ごと）

項目	月額利用料金	最低利用期間
通常プラン	3,190円	3ヶ月
2年契約プラン	2,750円	24ヶ月

※最低利用期間は別途定めるお試し期間を含む契約成立月を対象とします。

※2年契約プランは自動更新とし、契約成立日から24ヶ月単位でご利用となります。課金月25、26ヶ月目での解約は違約金が掛かりません。

4. 最低利用期間内の解約に関する違約金

通常プラン	月額利用料金相当額
2年契約プラン	月額利用料金相当額

5. 手続きに関する料金

新規契約手数料	3,300円
端末機器機種変更手数料	2,200円／台 1回につき

- ・CATVサービスのご利用などで弊社に登録済の口座をお持ちのお客様については新規加入手数料は不要です。

6. 端末機器について

- ・端末機器は弊社からのレンタル品となり、所有権は弊社にあります。レンタル品の転売、譲渡、再レンタルは固く禁じます。
- ・端末機器は解約時にご返却いただきます。
- ・端末機器やSIMカードの通常利用による故障は弊社にて無償修理・交換しますが、万が一お客様の過失による故障、破損、汚損、紛失等が発生した場合は下記の損害金を請求させていただきます。

端末機器本体	21,230円／台
ACアダプター	2,310円／台
SIMカード	2,200円／台

7. お試し期間について

- ・お試し期間は機器設置日より14日間とさせていただきます。
- ・期間内の解約は違約金が掛かりません。
- ・解約のお申し出のない限り、設置翌月利用分より課金開始させていただきます。
- ・お試し期間は電波到達によるご利用状況をご確認いただくための仕組みです。お試し期間内の解約を予め予定したお申し込みは受付できませんのでご了承ください。

8. その他の注記事項

- ・本契約はCCSエアコネクト提供エリア内にお住いの個人、または所在する法人に限らせていただきます。
- ・お申込者は、この契約に基づく契約者の権利を第三者に譲渡することはできません。
- ・無線サービスのため、電波状況やご利用環境の変化により通信速度に影響を受ける場合があります。
- ・停電や保守メンテナンス時にサービスを中断する場合があります。
- ・メンテナンス情報は、弊社HP（<https://ccsnet.ne.jp>）にてお知らせしますのでお客様にてご確認ください。
- ・表示金額はすべて税込です。

令和4年7月1日改正

ケーブルプラス電話お申込み事前確認事項



◆現在のお客様のご利用状況およびお申込みに関する確認事項

項目	確認内容（該当するものに☑）	注意事項
現在ご利用の電話サービス	☐ N T T （アナログ回線）	ケーブルプラス電話で現在の電話番号を継続してご利用いただけます。 継続利用する場合は「番号ポータビリティ」の項の「番号ポータビリティを利用する」の欄を、継続利用しない場合は「番号ポータビリティを利用しない」の欄をあわせてご確認ください。
	☐ N T T （I S D N回線）	ケーブルプラス電話はアナログ回線のため、I S D N専用電話機やI S D N専用端末はご利用いただけません。 ※D S U（回線終端装置）、T A（ターミナルアダプタ）をご利用の場合、ケーブルプラス電話の開通日以降にお客様ご自身での取外しが必要となります。I N Sサービスは解約となります。解約手続きはK D D Iが代行します。（ただし、新設でケーブルプラス電話を追加したうえでI N S回線を解約する場合は、お客様からの解約手続きが必要です。）
	☐ K D D I ホームプラス電話または a u ひかり電話サービス等	同じ電話番号でケーブルプラス電話をご利用いただけます。ケーブルプラス電話の開通と同時に切替前の電話サービスは自動的に解約されます。お客様による解約手続きは行わないでください。 ※a u ひかりをご利用の場合、インターネットサービス・テレビサービスの取扱いについてはK D D I またはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
	☐ その他サービス （N T T ひかり電話など）	現在お使いの電話番号を継続してご利用いただけます。
	☐ 固定電話を使っていない	K D D I より市外局番「0834」で始まる電話番号を発番します。
現在ご利用のインターネット環境	☐ C A T V インターネット	ケーブルインターネット（c c s n e t）は継続してご利用いただけます。
	☐ F T T H	基本的に継続してご利用いただけます。
	☐ I S D N	ケーブルプラス電話はアナログ電話機に対応したI P電話（インターネットプロトコルを利用した通常の電話サービス）のため、I S D Nの機能はご利用いただけません。
	☐ ダイアルアップ	アクセス番号が「0834」で始まる電話番号の場合、継続してご利用いただけます。 「00XX」等で始まる電話番号の場合、継続してご利用いただけないことがあります。その場合、言語困苦利用中のプロバイダー解約につきましては、お客様にて解約の手続きを行ってください。解約手続きはケーブルプラス電話ご利用開始日以降に行うことをお勧めします。
	☐ 利用していない	この機会にケーブルインターネットへのご契約をお勧めいたします。
電話線を利用した各種サービスのご利用状況	☐ 「緊急通報システム」 「福祉電話」を利用	緊急通報等を行う自動通報装置（電話機）※は、機能や設定される通話先の電話番号等によりご利用いただけない場合がありますので、お申込みいただくことができません。ご不明な場合は緊急通報サービスの提供者や装置製造会社へお問い合わせください。 ※主に各自治体が高齢者や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行うことのできるものでペンダントタイプの場合もあります。 「緊急通報システム「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。周南マリコム社提供サービスの「早助」も該当します。
	☐ セキュリティーサービス利用	サービスによってはご利用いただけない場合があります。お客様にてサービス提供会社にご確認ください。
	☐ ホームテレフォン・ ビジネスフォン利用	別途工事が必要となる場合や、ご利用いただけない場合があります。お客様にてサービス提供会社にご確認ください。
	☐ ドアフォン利用（電話機能付き）	別途工事が必要となる場合や、ご利用いただけない場合があります。お客様にてサービス提供会社にご確認ください。
	☐ 上記サービスは利用していない	

ケーブルプラス電話お申込み事前確認事項

番号 ポータビリティ	□番号ポータビリティを利用する	□NTT西日本をご利用の場合	KDDIおよびJ:COMグループ会社以外の事業者（以下「他事業者」）からケーブルプラス電話への番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了（NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトを含む他事業者の電話サービスは解約）となります。他事業者への手続きはKDDIが代行して行ないます。お客様からの手続きは必要ありません。 ※NTT加入電話、INSネット64からの番号ポータビリティを利用した移行の場合は休止工事費3,000円（税込3,300円）が別途NTT西日本よりお客様へ請求されます。その他の番号ポータビリティを利用した移行の場合は移行元事業者が定める提供条件により、解約に係る違約金、工事費等のお客様不利益事項が発生する場合がありますので、必要に応じ工事日までに移行元事業者へご確認ください。 ※付加サービスも含めて自動的に解約となるかどうかについては、必要に応じお客様から移行元事業者へご確認ください。NTT加入電話、INSネット64の休止の場合、NTT西日本から休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様へ送付されます。休止連絡票は、再度NTT西日本をご利用される場合に必要となりますので、大切に保管してください。 NTT加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。5年を経過した日からさらに5年（合計10年間）が経過するまでに延長を行わない場合は権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本（116）にお問い合わせください。
		□IDSNからのポータビリティについて	①親番号をポータビリティする場合…子番号（iナンバー）を使用している場合は、子番号は使用できなくなります。 ②親番号および子番号（iナンバー）をポータビリティする場合…親番号・子番号ともにポータビリティ可能ですが、ケーブルプラス電話契約を2契約結んでいただく必要があります。 ③子番号（iナンバー）だけをポータビリティする場合…子番号だけをポータビリティすることは可能ですが、親番号のNTT契約は継続されます。（親番号の休止もしくは解約を希望される場合は、お客様ご自身でお手続きをお願いいたします）
		□フレッツ光・メガエッグからのポータビリティについて	フレッツ光・メガエッグなどの光ファイバーサービスはインターネット接続にオプションで電話サービスが付属します。よって電話番号のポータビリティが完了するまでご契約のインターネット接続サービスの解約は行わないでください。電話番号消失の恐れがあります。 ポータビリティ完了後、インターネット接続サービスの解約を行ってください。フレッツ光の場合はNTT、プロバイダー双方に解約の申し出が必要な場合があります。
	□番号ポータビリティを利用しない		KDDIから「0834」で始まる新しい電話番号を発番します。現在ご利用中の電話サービスは、お客様にて休止または解約のお手続きをお願いいたします。
各種割引サービス	□KDDIメタルプラス電話またはauひかり電話サービスから電話番号を継続利用する		ケーブルプラス電話への切り替えと同時に、既存のご契約は自動的に解約されますので、お客様による解約手続きは必要ありません。 ※メタルプラスとセットでご利用のADSLおよび、auひかり（プロバイダがau one netの場合）のネット・テレビの契約も解約されます。auひかりでau one net以外のプロバイダの場合、ネット・テレビの契約は継続しますのでお客様にて解約手続きをお願いいたします。 ※KDDIメタルプラスで「事業所用複数回線」をご利用の場合、ケーブルプラス電話への電話番号引継ぎはご利用いただけません。
	□各種割引サービスに加入している		お申込み電話番号において、他事業者が提供する各種割引サービスをご利用の場合は、ケーブルプラス電話への移行後も定額料金が発生する場合がありますので、必要に応じて解約の手続きを行なってください。
現在利用中の電話機	□各種割引サービスに加入していない		
	□電話機をレンタルしている機器のリース・割賦契約がある		レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までにNTT東日本（0120-116-116）・NTT西日本（0800-2000116）へご連絡ください。 また、NTT東日本・NTT西日本から単体電話機（黒電話、カラー電話機、プッシュホン）をレンタルしている場合は、ケーブルプラス電話をお申込み頂く前に必ずNTT東日本・NTT西日本（116）へ「買取り」または「レンタル終了（NTTへの返却）」をご連絡ください。 ※NTT東日本・NTT西日本へ連絡されなかった場合、単体電話機（黒電話、カラー電話機、プッシュホン）は、買取り扱いとなります。
	□電話機は自分で購入した		

ケーブルプラス電話お申込み事前確認事項

◆お申込みにあたっての注意事項

項目	確認内容（該当するものに☑）	注意事項
停電	☐ 停電時はご利用いただけません	ケーブルプラス電話は停電時はご利用いただけません（発信・着信ともにご利用いただけません）。
通話明細	☐ 紙面での通話明細発行は有料です	My a uというケーブルプラス電話加入者専用のホームページにて、当月を除く過去3か月以内の通話明細をご確認いただけます。 ※当月の通話明細は確認できません。 紙面での通話明細の継続発行は、月額200円（税込220円）で承ります。紙面での通話明細の発行をご希望の際は、別途当社までお申し込みください。（通話明細書はJCOMよりご契約者様に送付いたします）。 ※明細は各種割引適用前の金額となりますのでご注意ください。
インボイス	☐ My a uで発行します	ケーブルプラス電話に係るインボイスが必要な場合はMy a u上で発行、印刷してください。 なお電話利用料の適格請求書とテレビ等のサービスを含めた実際の請求額は、消費税の計算で数円のずれが生じる場合がございます。
NTT回線名義人	☐ 休止（解約）の同意	※番号ポータビリティをする場合 ケーブルプラス電話とNTT回線名義人が異なる場合は、必ずNTT回線名義人に休止（解約）の同意を得たうえでお申込みください。後日NTTより休止連絡票がお客様に送付されます。
NTTの請求書について	☐ NTTの請求書に関するご注意	NTTからケーブルプラス電話への切替後、NTTの請求書が送られていきますが、日割り計算が行われており、請求が重なることはありません。※ご不明な点はNTT請求書に記載のお問合せ先にご連絡ください。 ※ケーブルプラス電話のご利用開始月の基本料も日割り計算となります。
料金のお支払いについて	☐ サービス開始月と解約月の料金課金	初期費用は電話用端末設置工事が完了した翌月27日（休日の場合は翌営業日）に、月額利用料は当月分を翌月27日（休日の場合は翌営業日）に、ご指定の口座より自動引落させていただきます。月額利用料のうち、サービス開始月の基本料金は日割計算となります。番号ポータビリティの場合は、切替前の電話会社と弊社から、それぞれ日割計算でご請求させていただくことになります。付加サービスについては、利用開始月は無料、解約月は全額請求となります。但し、利用開始当月に解約を行った場合は、基本料金・付加サービスともに全額請求（日割なし）となります。通話料に関しては全額請求となります。
開通のタイミング	☐ 番号ポータビリティの有無によって異なります	（1）番号ポータビリティをしない場合電話用端末設置工事が完了した時点で電話開通となります。後日KDDIより月額料金の課金開始日等の情報を記載した「サービス開始のご案内」をお届けします。 （2）番号ポータビリティをする場合、ご利用中の回線から切替完了までに電話用端末設置工事完了後、1～2週間程度お時間をいただきます。切替工事当日前までにKDDIより開通予定日等を記載した「サービス開始に係るご案内」をお届けします。
ダブル割・トリプル割について	☐ セット割引適用条件	該当のセット割引に係るケーブルテレビ利用料金・インターネット利用料金・ケーブルプラス電話利用料金のお支払い口座が同一の場合が条件となります。※割引の適用はケーブルプラス電話サービス開始月翌月分からです。また解約月の割引は適用されません。（開始月、解約月の基本料金は日割り計算のため）
電話用端末	☐ 電話用端末は貸与品です ☐ 電話用端末設置場所に電源コンセントが必要です	電話用端末は貸与品ですので、ケーブルプラス電話を解約する場合は、弊社へ返却していただきます。また過失による破損および紛失の場合は、電話用端末の相当額をお支払いいただくことがあります。 電話用端末への電源供給のため、設置場所付近に電源コンセントが必要となります。
約款・規約について	☐ 「ケーブルプラス電話約款」「ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約」	「ケーブルプラス電話約款」「ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約」は弊社ホームページ上該当ページに掲載しております。
a uまとめトーク	☐ a uまとめトークは適用条件があります	a u携帯電話番号をお知らせください。a u携帯電話番号とケーブルプラス電話の契約名義が同一、もしくは登録住所が同一の場合に適用となります。 弊社にご連絡がない限りa uまとめトークは適用されません。 またご申告のa u携帯電話番号を解約された場合、もしくはa u携帯電話の登録変更等に伴い、a u携帯電話とケーブルプラス電話の契約名義及び登録住所が相違となった場合、a uまとめトークは適用されません。同一登録住所のご家族の方のa u携帯電話をお持ちの場合は適用となりますので弊社までご連絡ください。
a u自宅割について	☐ a u携帯電話で登録されている自宅の電話番号がケーブルプラス電話の場合、適用されます	a u携帯の「a u自宅割」は、ケーブルプラス電話開通の翌月から適用になります。a u携帯側の条件については、a uお客様センター（連絡先：0077-7-111）までご確認ください。

重要事項説明

着信転送	☐ 無応答時転送、応答後転送はご利用いただけません。 ☐ お申込み後、転送先番号・転送パターンの登録が必要です。 ☐ お申込みの際は、本人確認書類をご提示いただきます。	ケーブルプラス電話では、「無条件転送」、「スケジュール転送」、「話中転送」の3つの機能をご利用いただけます。N T Tの「ボイスワープ」で提供されている「無応答時転送」「応答後転送」機能はご利用いただけません。お申込み後、転送先電話番号や転送条件等の設定を行い、5分程度間をおいて（スケジュール転送は転送を設定している時間帯に）実際に転送が行われていることをご確認ください。運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード等、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているものをご用意ください。
迷惑電話自動ブロック	☐ 申込書「同意事項」のご確認・ご同意が必要です。	かかってきたすべての通話について迷惑電話かどうかの判定を行うこと、かかってきた通話の特定の情報を扉システムズ側に開示することについて、同意いただきます。
フリーダイヤル・ナビダイヤル	☐ フリーダイヤル・ナビダイヤルの着信用回線にはご利用いただけません	ケーブルプラス電話は、N T Tコミュニケーションズの「フリーダイヤル」「ナビダイヤル」の着信用回線としてご利用いただけません。フリーダイヤルをご利用中の場合、ケーブルプラス電話の開通に先立ち、フリーダイヤルの番号をK D D Iの「フリーコール」に番号ポータビリティする必要があります。
住所移転時のご契約	☐ 移転される場合、電話番号は変更となる場合があります	同一番号区域外への移転などの場合は、ケーブルプラス電話は解約・新規お申込みとなり、電話番号が変更となります。移転先でのケーブルプラス電話番号継続については、事前にK D D I側での移転可否の確認が必要となります。

※そのほかの注意事項につきましては、「ケーブルプラス電話に関する説明事項（重要）」にてご確認ください。

※事前確認と加入申込書に記入または申込端末へ入力された内容に相違がある場合は、弊社から確認のためご連絡させていただく場合がございます。

加入契約・約款



テレビ

有線テレビジョン放送施設加入契約約款

株式会社シティーケーブル周南（以下「当社」という）と、当社が設置する有線テレビジョン放送施設を利用する個人または団体（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は以下の条項からなるこの約款を適用するものとします。

第1条（当社が提供するサービス）

当社はサービス区域内にて次のサービス（附帯するサービスを含みます）を提供します。

1. テレビジョン放送事業者の地上デジタル放送・衛星放送（BS／CS）・ラジオ放送及びデータ放送の同時再放送業務。
2. 自主放送番組の提供を行う業務。番組の内容については当社が制作する番組及び当社が購入した番組等とします。
3. ビデオオンデマンドサービスの提供については、当社が定める規約が優先的に適用されるものとします。また利用規約に定めのない事項については、この約款を適用するものとします。サービスコース詳細についてはパンフレットに定める事とします。

第2条（契約の単位）

加入契約は1世帯ごとまたは事業所（同一建物内）団体ごとに行い、放送サービス契約は受像機単位に接続するセットトップボックス（以下「STB」という）ごととします。

第3条（契約の成立）

加入契約は加入申込者があらかじめ本約款を承諾し別に定める当社指定の申込方法により、必要事項を入力または記入し署名または捺印の上、当社がこれを受理した時に成立するものとします。但し、前項の規定にもかかわらず次に該当する場合には申し込みを承諾しない事があります。

1. 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由などにより困難な場合。
2. 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠った事があるなど本約款上、債務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合。
3. 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合。
4. 加入申込者が本約款に著しく違反するおそれがあると認められる場合。

第4条（契約の有効期間）

放送サービスの契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。但し、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも意思表示がない場合には自動更新するものとし、以後も同様とします。

第5条（契約申込みの撤回等）

1. 加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、書面により、申込みの撤回また解除を行う事ができるものとします。
2. 前項の規定による加入契約の撤回等は同項の文書を受領した時に効力を生じます。
3. 加入申込の撤回等の場合でも引込工事・宅内工事等を着工済または完工済みの場合には、加入申込者はその工事に要した費用の全てを負担するものとします。

第6条（加入金）

1. 加入者は別記に定める料金表に基づき加入契約成立の日から所定の期間内に加入金等を当社に支払うものとします。
2. 当社は新規加入及びサービスプラン変更時に一定期間を定めて加入金等の特別割引を行う場合があります。
3. 社会経済情勢の変化によって加入金等を変更する事があります。

第7条（利用料）

1. 加入者はサービス開始の翌月から契約に基づいた利用料金を当社に支払うものとします。
2. 利用料は金融機関の口座振替を原則とし、当月分を翌月27日（金融機関の休業の場合は翌営業日）に口座振替にて支払うものとします。

す。但し、双方の合意に基づくその他の支払方法（クレジット決済）で行う場合はこの限りではありません。

3. 当社は社会経済情勢の変化に伴い、利用料金を改定する場合があります。
4. 当社の基本利用料には日本放送協会（NHK）の放送受信料及び衛星受信料は含まれません。加入者は別途NHKと受信契約を結び、放送受信料を支払うものとします。
5. 当社が第1条における全ての業務を月のうち15日以上行わなかった場合には、当該月の利用料は減免するものとします。

第8条（セットトップボックス）

1. 当社は、提供する放送サービスを受信するために加入者に対し、STBを貸与・販売します。加入者は、当社よりレンタルまたは購入する事でサービスを受ける事ができます。加入者は、使用上の注意を遵守し、STBの維持管理をする事とします。
2. 加入者は当社が必要に応じて行う機器の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し協力するものとします。
3. 当社のサービス提供を受ける場合、端末機器によっては、当社が別途定める最低利用期間を設ける事があります。
4. 録画機能付STBの使用に関わる録画不具合、故障、その他の事由による損害については原因の如何を問わず当社はその責を負わないものとします。

第9条（CASカードの取扱いについて）

1. 当社はサービス提供にあたり加入者にCASカードを貸与するものとします。
2. A-CASカードの取扱いについては「A-CASカード使用許諾約款」に定めるところによります。
3. C-CASカードの所有権は、当社に帰属しデータの改ざんや改変などの行為は禁止します。それによって被った損害、利益損失については加入者に請求するものとします。
4. 加入者が故意または過失によりCASカードを紛失した場合にはその損害分を当社に支払うものとします。
5. 加入者は解約または契約の解除後はすみやかに当社が提供する機器及びCASカードを返却するものとします。

第10条（施設の設置及び費用の負担等）

1. 当社は放送センターから最寄りのクロージャーマでの施設の設置に要する費用を負担するものとします。加入者は受像機までの全ての施設の設置に要する費用を負担するものとします。
2. 共同住宅、集合住宅などの共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者は別途協議するものとします。
3. 当社が本契約に基づいて放送サービスを提供するための工事は当社が指定する工事業者が行うものとします。

第11条（施設の設置場所の無償使用等）

1. 加入者は当社または当社の指定する工事業者が施設設置、検査、修理の為、加入者の所有または占有する敷地、家屋、構造物等への出入りについては、事前の告知をもって承諾するものとします。
2. 加入者は契約締結において地主、家主または管理会社に予め必要な承諾を取得しておくものとし、この事に関して責を負うものとします。

第12条（施設の保守管理及び免責事項）

1. 当社は所有する放送施設の維持管理責任を負うものとします。但し、加入者は維持管理の必要上放送サービスが一時的に停止することを承諾するものとします。この場合、当社は加入者に対し事前に報告する事とします。但し、災害時等、緊急を要する場合はこの限りではありません。
2. 当社の保守責任範囲は、放送センターから光端末装置までとしその施設に故障・事故等がおきた場合の修復に要する費用は当社が負担するものとします。
3. 異常の原因が加入者側の責めに帰すべき理由によるもの又は加入者施設の設備（増幅器・電源設備・ケーブル・分配器など）の経年劣化による場合に於いては、加入者はその改修に伴う費用を負担するものとします。

加入契約・約款

ばすおそれがあるとき

(3) 法令に基づく場合

(4) 人の生命、身体および財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(5) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

5. 当社は、個人情報の取扱いにおいて、個人情報保護方針を遵守するため個人情報相談窓口を総務経理部に、個人情報保護管理者として当社の総務経理部長を配置しています。お問い合わせ先は当社のホームページに記載するものとします。

6. 氏名、住所、電話番号、金融機関口座等の個人情報を記載いただけない場合には、ケーブルテレビサービスをご提供できないことがあります。

第24条（契約の改定）

当社は本約款を改定する事があります。当社が約款改正した場合は、改正後の約款を告知するものとします。

第25条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社または加入者は契約約款の主旨に従い誠意をもって協議し解決にあたるものとします。

第26条（附則）

1. 当社は特に必要がある時は、この約款に特約を附する事が出来るものとします。

2. 社団法人・日本CATV連盟の「加入者相互受入制度」参加会社の有するエリア内に転居した場合、転居先のCATV会社へ加入金免除で加入する事ができます。但し、本制度を適用する場合、第22条5項に定める加入金の返戻はいたしません。

3. 法人または団体の加入契約については別途定めます。

4. 領収書または請求書の郵送を希望される場合、加入者は事務手数料を負担するものとします。

5. この約款は令和8年4月1日より改定します。

加入契約・約款

料金表

加入契約料及び視聴料、機器料金について

1. 加入契約料

1戸あたり	33,000円
-------	---------

一戸建て標準工事料

標準工事費	38,500円
-------	---------

2. 月額利用料金

■ 1. デジタル放送サービスコース料金

地デジ・BSコース	1,650円	世帯契約
4Kベーシック	STB1台のレンタル料を含め 2,530円	STB2台目以降1台につき 660円
4Kプレミアム	STB1台のレンタル料を含め 4,510円	STB2台目以降1台につき 2,310円

■ 2. レンタルSTB（録画機能付き）

①ケーブルプラスSTB-2	770円
②4KSTB（ぶち録4K HDD内蔵）	770円

■ 3. 販売用STB

ブルーレイ；（TZ-BT9000BW）	90,200円
---------------------	---------

■ 4. 有料放送（BS/CSDigital）

BS/CSDigital放送の有料放送につきましてはパンフレットをご参照ください。

3. 機器取付及び回収手数料について

■ 機器取付費

セットトップボックス（STB）取付費	5,500円/台
--------------------	----------

■ 機器代金 各機器代金相当額

■ 回収費 3,300円

4. 再開手数料

休止に伴う再開手数料	5,500円
強制退会に伴う再接続料金	5,500円

※上記料金につきましては標準工事代となります

5. その他の事項

①休止期間.....1ヶ月を単位とし、6ヶ月をもって解約とする。

②撤去費用.....解約に伴う復旧費用又は撤去費用等については、別途見積もりとする。

③加入工事代金等支払期限...工事完了後、50日以内とする。

④ご利用料金のおしらせはがき発行.....220円/通

〈表示金額はすべて税込金額となっています〉



インターネット

インターネット接続サービス加入契約約款

第1条（サービス）

当社は、定められた業務区域において電気通信事業法に基づいて、加入者に次のサービスを提供します。

（1）LAN型インターネット接続サービス

第2条（加入契約の単位）

1. 加入契約は引込線1回線ごとに行います。ただし、引込線1回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には、加入契約の単位を各世帯および各企業ごととします。ここで規定する世帯とは、同一家屋内で居住および生計を共にするものの集まりまたは独立して居住もしくは生計を維持する単身者となります。
2. 構造上区分された独立した居住等の建物等としての用途に供することができる数個の部分が一棟に存在する建物の、管理組合または所有者等（以下併せて「管理組合等」という）が、予め当社との間で別途当社が定めるサービスの提供についての契約（以下「共同受信契約」といい、共同受信契約を締結している建物を以下「集合住宅」という）を締結している場合でも、集合住宅内の世帯は、サービスの提供にあたっては当社との間で加入契約を締結するものとします。

第3条（加入契約の成立）

1. 加入契約は加入者が予め本契約約款を承諾し、当社が別に定める当社指定の申込方法により、必要事項を入力または記入し署名または捺印の上、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。
2. 当社は前項の規定にかかわらず、引込線の配置・保守が困難な場合、もしくは技術的、経済的な理由等によりサービスの提供が困難な場合は、加入申込みを承諾しないことがあります。

第4条（加入申込契約の撤回等）

1. 加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込の撤回又は加入契約の解除を行うことができます。
2. 前項の規定による加入契約の申込の撤回は、同項の書面に発したときにその効力を生じます。
3. 前項1の規定により加入申込の撤回等を行ったものは、既に納入した加入金の還付を請求することができます。但し、工事着工済の場合には加入申込者はその工事に要したすべての費用を負担するものとします。

第5条（加入金工事費及び利用料）

1. 加入者は、別表に定める加入金工事費及び利用料を当社に支払うものとします。利用料は毎月1日から月末までを1ヶ月として計算し、日割り計算はしないものとします。
2. 加入金は、第4条3項に定める場合を除き、加入契約が終了しても返却しません。
3. 利用料については、第1条に定めるサービスの提供を受けた日の属する月の翌月分から支払いを開始し、サービスが停止される日の属する月まで毎月支払うものとする。但し、サービス提供を受けた日の属する月中に解約する場合は、当月分は支払うものとする。
4. 物価の変動、設備の更新、サービス内容の変更その他の理由により当社は諸料金を改定する場合があります。
5. 別表に定める加入金工事費及び利用料は、別途定める規約に応じ一定期間諸料金を変更する場合があります。

第6条（最低利用期間）

本サービスに付随する任意のオプション・割引サービスについては、最低利用期間を設け、適用条件は別途申込書および事前確認事項等に定めるものとします。

第7条（料金の支払方法）

加入者は当社に加入金、サービス利用料、オプション利用料及び工事費等について別途当社が定める期日までに指定する方法により支払うものとします。

第8条（延滞金）

1. 加入者から前条に定める期日までに前条に定める料金を支払わなかった場合は、支払期日の翌日から当社が指定する支払日の前日までの日数に対して、年利14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息として当社に支払うものとします。
2. 加入者が支払いを遅延したことにより当社が訪問集金した場合、当社規定の集金手数料を別に支払うものとします。

第9条（V-ONU、D-ONUの貸与）

1. 当社は、インターネットサービスの提供のため、FTHの施設媒体に応じ、加入者に映像用光端末装置（以下「V-ONU」という）、通信用光端末装置（以下「D-ONU」という）を貸与します。
2. 加入者はV-ONU、D-ONUを善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとします。V-ONU、D-ONUに故障が生じたときには加入者はすみやかに当社にその旨を連絡するものとし、この場合、加入者の責めに負うべき事由なくして故障が生じた場合を除き、当社は、当該加入者に対して修理費及び損害賠償を請求するものとします。

第10条（施設の設定及び費用負担）

1. 当社は、加入者が指定した敷地内の建物または工作物の特定場所において、当社の回線から原則として最短距離にあって堅固に設置できる地点にV-ONUを設置し、これを引込線の終端とします。
2. 当社のサービスを提供するために必要とする施設（以下「本施設」という）の設置工事は、当社又はその指定する業者が行い、その機器及び工法については当社が定めるものとします。
3. 本施設のV-ONUを経由し宅内に設置するD-ONUまでの施設は当社の所有とします。
4. 受信設備及びV-ONU及びD-ONUの動作に要する電源は加入者が用意するものとします。
5. 加入者は、別表に定める工事費を支払うものとします。

第11条（設置場所の無償利用）

1. 当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、建造物等を無償で使用できるものとします。
2. 加入者は加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人がある場合には、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第12条（便宜の供与）

加入者は、当社又は当社の指定する業者が本施設の調査、修復、維持管理、撤去等の為に加入者の敷地、家屋、建造物等必要な場所の立ち入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

第13条（責任及び免責事項）

1. 当社は、本施設を事業用電気通信設備規則に適合するように維持管理します。
2. 加入者は、受信設備を別途定める当社の技術基準及び技術的条件に適合するように維持管理するものとします。
3. 当社は、天災、事変その他、当社の責に帰する事のできない事由によるサービスの停止、不能についてはその損害の賠償請求には応じません。
4. 加入者は、当社が本施設を維持管理する必要上やむを得ない場合には、事前通告の有無にかかわらず、サービスの提供を一時的に停止する事があることをここに予め承認するものとします。又、本施設の故障によるサービスの不良、中断等の場合も同じとします。
5. 加入者は、その故意又は過失により本施設及びサービスに損傷、又は損害を与えた場合には、その修復に要した費用の負担及び損害賠償の責に任ずるものとします。

第14条（加入者の禁止事項）

当社は加入者が以下の行為を行うことを禁止します。

1. D-ONUを第三者に譲渡または貸与、質入れすること。
2. 当社の承諾なしに、加入契約を第三者に譲渡すること。
3. D-ONUの筐体の開蓋すること。

加入契約・約款

4. 当社の承諾なしに、D-ONUの移動、取り外し、変更すること。
5. 公序良俗に反する行為を行うこと。
6. 第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為を行うこと。
7. 他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為を行うこと。
8. 当社インターネット接続サービスの運営を妨げる行為を行うこと。当社にて支障があると判断した場合は、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。
9. 各前項のほか、当社に損害を与える行為またはそのおそれのある行為を行うこと。

第15条（施設外への加入契約外接続）

1. 加入者は、当社が加入契約に基づき設置した本施設その他の電気通信設備（以下「回線等」という）を移動、取り外し、変更、分解もしくは損壊し、又はその回線等に線条その他の導体を接続しないこと、ただし、天災、事変その他非常事態に際して保護する必要があるとき又は回線等の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
2. 加入者は、前項の規定に違反して回線等を滅失、毀損した場合は、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。

第16条（サービスの無断提供の禁止）

法令により、加入者が当社のサービスを第三者に提供することを禁止します。

第17条（故障）

1. 当社及び当社の指定する業者は、加入者から当社のサービスの受信に異常ある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し必要な措置を講じます。
2. 加入者は、受信設備の修復に要する費用を負担するものとします。

第18条（加入者の事由による一時停止及び再開）

1. 加入者は、当社のサービスの提供を一時停止する場合でも期間中の利用料を当社に支払うものとします。ただし、やむを得ない事情においてはこの限りではありません。その場合、一時停止又は再開を希望する10日前までに当社所定の一時停止届又は再開届を当社に提出するものとします。
2. 前項の一時停止期間は、1年間に1回までとし、連続して最長6ヶ月とします。
3. 加入者は、一時停止又は再開に要する費用を当社に支払うものとします。

第19条（設置場所の変更）

1. 加入者は、次の場合に限り当社の事前同意を得て、加入者の施設の設置場所を変更できるものとします。
 - (1) 変更先が同一敷地内あるいは同一建物内
 - (2) 変更先が当社の業務区域内であり、且つ最寄りのクロージャールに余裕があり引き込み工事が可能な場合
2. 前項の変更工事は、当社又はその指定する業者が加入者の費用負担により行うものとします。

第20条（名義変更）

1. 次の場合には、加入者の名義変更を認めるものとします。
 - (1) 相続の場合
 - (2) 新加入者が、旧加入者の施設の設置場所において当社のサービスの提供を受けることについて、旧加入者の権利義務を承諾する場合
2. 前項の名義変更を行う場合、新加入者となるものは当社の承諾を得た上、当社所定の名義変更届を提出し、当社が別途定める名義変更手数料を支払うものとします。又、当該変更日までに発生した利用料は旧加入者が支払うものとします。

第21条（サービス内容の変更）

1. 加入者は、サービス内容の変更を希望する場合には、変更希望日の5日前までに当社が別途定める方法により当社に申し出るものとします。
2. 変更後のサービスは変更希望日から提供するものとします。
3. 利用料については、サービスの追加の場合、前項の変更日が月途

中であれば翌月から、変更日が1日からであれば当月から該当変更にかかる利用料に変更するものとし、サービス解約の場合、前項の変更日の属する月は従来の利用料とし、翌月から当該変更にかかる利用料に変更するものとします。

第22条（当社と加入者による解約）

1. 当社と加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、双方解約を希望する日の14日前までに文書によりその旨を申し出るものとします。
2. 前項による解約の場合、加入者は第5条に定める料金を当該解約の日の属するものを、当社が定める期日までに当社に支払うものとします。
3. 加入契約が終了した場合、当社は、クロージャール出力端子からD-ONUまでの施設を加入者の依頼に基づき撤去し、費用は加入者が負担するものとします。当社の求めに応じ撤去する際の費用は契約期間に応じ別途請求いたします。当社の求めに応じず施設を残置することによって生じる維持、管理費用は加入者の負担といたします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用の実費を負担するものとします。
4. 加入者がV-ONU、D-ONUを紛失した場合は、当社は代金相当額を一律に請求できるものとします。

第23条（加入者の義務違反による停止及び解除）

当社は、料金滞納等本加入契約に違反する行為があったと認められる場合、当該加入者に催告の上、サービス提供の停止もしくは加入契約の解除が出来るものとします。なお、解約については前条2、3の規定を準用します。

第24条（契約者に係る情報の取り扱い）

1. 当社はサービスを提供するために必要な契約者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取扱うものとします。また、契約申込者および、契約者が当社に連絡する被紹介者についても、契約者に準じて取り扱います。
2. 前項により、収集し知り得た契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別に定める加入者に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
 - (1) サービスの提供を開始、継続、または終了（ヘルプデスク対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます）するために利用する場合
 - (2) 当社が提供するサービス（有線テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービス、ケーブルプラス電話、およびそれぞれの付加機能、追加サービス等を含みます）の契約促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - (4) 契約者から個人情報情報の取り扱いに関して、新たな同意を求めるため利用する場合
 - (5) 契約者から紹介を受けた被紹介者情報に基づき、契約促進を行う場合
3. 当社は前項までの利用目的に必要な範囲で業務委託先に個人情報情報の取扱を委託する場合があります。
4. 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
 - (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき
 - (3) 法令に基づく場合
 - (4) 人の生命、身体および財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

加入契約・約款

(5) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

5. 当社は、個人情報の取扱において、個人情報保護方針を遵守するため個人情報相談窓口を総務経理部に、個人情報保護管理者として当社の総務経理部長を配置しています。お問い合わせ先は当社のホームページに記載するものとします。

6. 氏名、住所、電話番号、金融機関口座等の個人情報を記載いただけない場合には、当社のサービスをご提供できないことがあります。

〈個人情報相談窓口〉

〒745-0031 周南市銀南街49番銀南毎日興行ビル
株式会社シティーケーブル周南内 個人情報相談窓口宛
電話：0120-21-2647 FAX：0834-27-6161
電子メール：privacy@ccsnet.ne.jp

第25条（集合住宅での利用）

1. 集合住宅においては幹線設備や建物の構造等により、戸建住宅と同様に本サービスを提供できる場合と本サービスを提供できない場合、または集合住宅専用のサービスに限定される場合があります。提供可能なサービスプランにより宅内通信端末や月額利用料も異なるため、物件ごとに別途定めるものとします。

2. 集合住宅専用プランのうち「共用型」プランでは1棟当たり下り最大1Gbpsを提供します。ただし、1棟当たりの利用戸数や各戸の接続環境等により通信速度が変動いたします。

第26条（定めなき事項）

本契約約款に定めなき事項あるいは規定内容について疑義が生じた場合、当社と加入者は加入契約の締結の趣旨に則り、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

第27条（加入契約約款および料金の改定）

本契約約款および料金は、総務省に届けた上で改定することがあります。この場合、加入者は改定後の約款および料金の適用を受けます。

第28条（合意管轄）

本契約約款の解釈又は履行につき争いが生じ、第27条の規定に拘わらず協議解決に至らなかった場合、当該紛争解決のため第1審管轄裁判所は山口地方裁判所とします。

〈付則〉

- (1) 当社は、特に必要がある場合は本契約約款に特約を付することが出来るものとします。
- (2) 本契約約款は、令和8年4月1日より改正いたします。

別表

1. サービスプラン

〈FTTH〉

区分	ベストエフォート	金額
ひかり30M	上り／下り30Mbps	3,300円／月
ひかり100M	上り／下り100Mbps	4,400円／月
ひかり1G	上り／下り1Gbps	5,830円／月
ひかり10G	上り／下り10Gbps	7,150円／月
集合住宅プラン（共用型）	共用世帯数による	3,850円／月

2. オプションプラン

区分	区分	金額
メールアドレス追加	1アドレスごとに	550円／月
無線ルーターレンタル	1台ごとに	330円／月

3. 加入契約に係るもの

加 入 金	5,500円
-------	--------

4. 諸費用

区分	単位	金額
工事費	引込線～D-ONU設置	22,000円

5. 手数料

区分	金額
ONUの破損修理	別に算定する実費
ONUの設置場所変更	別に算定する実費

〈付属〉

1. サービスプランの内容については網輻輳がない状態での符号伝送が可能であることを表しています。
2. 本サービスはベストエフォートサービスです。サービス契約者の利用状況により、通信品質を契約者毎に確保することが困難な事態が発生する場合、通信品質を保証するものではありません。
3. 月額利用料金については、毎月1日から月末までを1ヶ月として計算し、日割り計算はいたしません。
4. 表示料金は全て税込みとなっています。

加入契約・約款

無線ルーターレンタル 利用規約

『無線ルーターレンタルサービス』（以下「当サービス」といいます）契約者は、予め「無線ルーターレンタルサービス利用規約（以下「当規約」といいます）」及び、株式会社シティーケーブル周南（以下「当社」といいます）が定める「インターネット接続サービス契約約款」に同意した上で当サービスを利用するものとします。

第1条 〈サービスの内容〉

1. 当サービスは当社所定の無線ルーターを月額330円（税込）でレンタルします。
2. 当サービスには各種設定サポートは含まれておりません。無線ルーター設定及び無線クライアント追加に伴う設定訪問は別途料金が発生します。

第2条 〈サービスの対象〉

当サービスは当社のインターネット接続サービス契約者を対象とします。

1. 当サービスは個人を対象にするものであり、法人及びその他これに準じる団体への提供は行いません。
2. 当サービスへの申込者が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 当サービスは当サービスの利用者及び同居の家族が利用できるもので、第三者に再利用承諾、譲渡または契約上の地位を継承することはできません。

第3条 〈利用料の発生〉

当サービスの月額利用料は設置月の翌月分から発生します。

第4条 〈最低利用期間〉

当サービスの最低利用期間は契約成立月から2年（24ヶ月）とします。最低利用期間経過後は1ヶ月毎の自動更新となります。

第5条 〈最低利用期間に基づく違約金〉

当サービス利用者が最低利用期間内に解約を希望する場合、月額利用料相当額を違約金として当社に支払わなければなりません。

第6条 〈機器の取り扱い〉

1. 当サービス利用者は当社よりレンタルされた無線ルーターを転貸、改造、改変してはいけません。
2. 前項に違反した場合、当サービスの利用から生じるあらゆる損害に対しては当サービス契約者の責任とします。
3. 当サービス利用者の故意または重大な過失において、無線ルーターに故障、滅失、毀損が生じた場合（自然故障以外）は、当社は当サービス利用者に機器相当額の負担金を請求します。
4. 当サービス利用者の責によらない無線ルーターの故障（自然故障）は無償にて交換します。
5. 無線ルーターのセキュリティ機能を無効にすることは禁止します。

第7条 〈免責事項〉

1. 当サービス利用者の過失により無線ルーターに支障や不具合が生じた場合、もしくは第三者への迷惑行為や不利益が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。
2. 当サービスの提供に当たり、当社のレンタルする無線ルーター配下の利用者端末の故障は、当社は一切の責任を負いません。
3. 当サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏えい、機器の破損について、当社は一切の責任を負いません。

第8条 〈その他〉

1. 当サービスは無線ルーターをレンタルするものであり、その性能を保証するものではありません。無線クライアント機器の受信する電波強度は利用者の宅内環境に依存します。また電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。
2. 当サービスはすべての通信機器の無線LAN接続を保証するものではありません。

第9条 〈利用規約の変更〉

1. 当社は本利用規約の内容を利用者に予告なく変更することがあります。その場合、当サービスの提供条件は変更後の利用規約によります。
2. 変更後の利用規約は当社のホームページ（<https://ccsnet.ne.jp>）で開示します。

令和4年7月1日改正

加入契約・約款

LTE無線通信サービス（CCSエアコネクト）契約約款

第1条（約款の適用）

株式会社シティーケーブル周南（以下「当社」という）は、LTE無線通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりLTE無線通信サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、その他の提供条件は、変更後の約款によります。

前項の場合、当社は、ホームページ（<https://ccsnet.ne.jp>）にて加入者へ通知するものとします。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5. LTE無線通信サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。）
6. LTEサービス	LTE無線通信サービス網を使用して行う電気通信サービス
7. 加入契約	当社からLTE無線通信サービスの提供を受けるための加入契約
8. 加入申込者	当社が提供するサービスに加入する意思を示している者でかつ、当社がサービスを提供するに当たって工事が必要なサービスの場合は工事を行っていない状態の者
9. 加入者	当社と加入契約を締結している者
10. 無線機器	LTE無線通信サービスに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
11. 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
12. 加入者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備と無線機器との間に設置される電気通信回線
13. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14. 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日）総務省令第15号（以下「技術基準適合認定規則」といいます。）第3条で定める種類の端末設備の機器
15. 自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16. 特定SIMカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、LTE無線通信サービスの提供を受けるために、当社又は当社以外の者が提供するもの
17. 認証情報	LTE無線通信サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、端末設備又は自営電気通信設備の認証に使用するもの
18. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
19. 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
20. 消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条（LTE無線通信サービスの種類等）

- 加入契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。
- 前項の請求の方法及びその承諾については、第6条（契約申込みの方法）及び第7条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）の規定に準じて取り扱います。

第5条（契約の単位）

当社は、加入者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、加入者は、1の契約につき1人に限ります。

第6条（契約申込みの方法）

- 加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の加入契約申込書を提出する方法、または当社所定の端末（タブレット端末等）に当該事項を入力する方法により行っていただきます。
 - 料金表に定めるLTE無線通信サービスの種類、種別、品目
 - その他LTE無線通信サービスの内容を特定するために必要な事項
- 加入契約は当社サービスエリアに居住またはお勤めの方が対象となります。

第7条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）

- 加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承諾のうえ、当社所定の加入申込書の提出または当社所定の端末への入力を完了し、当社が承諾通知を発したときに成立するものとします。ただし、当社は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。
 - 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
 - その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - LTE無線通信サービスを提供することが技術上著しく困難な場合
 - 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

加入契約・約款

- (5) その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合
 - (6) 加入申込者が、申込内容に虚偽の記載をした場合
 - (7) 加入申込者が、第48条（反社会的勢力の排除）の事由に該当する場合
 - (8) 前条において、加入申込者または加入者の本人確認および利用者の特定ができない場合
2. 当社は、通信の取扱い上、余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
 3. 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下「契約内容確認書」といいます）を加入申込者に交付します。

第8条（初期契約解除）

加入者は、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発したとき生じます。この場合、加入者は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、加入契約の解除までの期間において提供をうけた本サービス利用料金、事務手数料は請求されます。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金を除く）を加入者に返還いたします。④当社による初期契約解除制度の説明が間違っていたり、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無かったことにより、加入者が8日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。

第9条（最低利用期間）

1. L T E 無線通信サービス通常プランの最低利用期間は課金開始日より3ヶ月とします。
2. 加入者は第1項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第36条（利用料金の支払い義務）の規定にかかわらず、当社が定める期日までに、別表に定める違約金を一括して支払っていただきます。
3. 基本利用料の割引を適用した場合の最低利用期間および違約金は別表に定めます。

第10条（利用開始日）

当社より申込者に対して発送等により無線機器を受け渡した日をL T E 無線通信サービスの利用開始日とするものとします。

第11条（L T E 無線通信サービスの利用休止）

1. 加入者は当社が提供するL T E 無線通信サービスを一時的に休止しようとする場合は、その期間を定めて事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。休止期間は、当社が別に定める一定期間内において、L T E 無線通信サービスの休止ができるものとします。
2. L T E 無線通信サービスを休止する場合、新規加入手数料の払い戻しはいたしません。
3. L T E 無線通信サービスを休止する場合、加入者は第37条（手続きに関する料金の支払義務）の規定による料金を支払うものとします。
4. 利用休止の期間は、休止開始日の日から起算して6ヶ月を限度とします。
5. 休止後、L T E 無線通信サービスの休止、再開をする場合は、加入者は当社にその旨を申し出るものとします。

第12条（加入者の氏名等の変更の届出）

1. 加入者は加入者連絡先（氏名、名称、住所、もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます、以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに当社に当社所定の書面により届け出いただきます。
2. 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 加入者は第1項の届出を怠ったことにより、当社がその加入者の従前の加入者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前

項と同様とします。

4. 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、加入者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により加入者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第13条（譲渡・貸与の禁止）

契約者が契約に基づいてL T E 無線通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡または貸与することができません。

第14条（加入者が行う契約の解除）

1. 加入者は、契約を解除しようとするときは、契約の解除を希望する月の14日までに、あらかじめそのことを当社に当社所定の方法により通知していただきます。
2. 加入者は、解約日の属する月までの利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はいたしません。
3. 契約を解除する場合、契約の日から8日の間、書面で当社が認知することをもって契約を解除又は取り消す事ができます。
4. 前項による契約解除の場合、当社より貸与した無線機器を当社の指定する方法により、速やかに返却いただきます。（無線機器接続されている特定SIMカードも返却いただきます。）

第15条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払を3ヶ月以上遅延したとき。（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認出来ない時を含みます。）
 - (2) 契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - (3) 第47条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 事業法または電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - (6) 破産、競売、民事再生、会社更生の申し立て等があったとき。
 - (7) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分をうけたとき
 - (8) 前各号のほか、この約款に違反する行為、L T E 無線通信サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。
2. 前項の場合、加入者は当社が本契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金を支払うものとします。
3. 当社は、加入者への本サービスを停止した後、催告により当社が指定した解除期日までに未納料金の支払いが確認できない場合は、加入契約を解除するものとします。
4. 電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事情により当社または特定事業者の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ当社または特定事業者の電気通信設備の代替構築が困難な場合、当社は加入者に予め理由を説明した上で、本契約を解除できるものとします。
5. 加入者は、本契約が解除となった場合、直ちに本約款による全ての権利を失います。
6. 加入者は、解除の場合、当社よりレンタルした無線機器を当社の指定する方法により、速やかに返却するものとします。
7. 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

加入契約・約款

第16条（無線機器の貸与）

1. 当社は、別に定める料金表により無線機器を提供します。その貸与料金は基本利用料金に含むものとします。
2. 本サービスの無線通信に必要な特定SIMカードは、無線機器に接続した状態で提供いたします。加入者による特定SIMカードの取り外しは禁止いたします。
3. 当社が認める場合をのぞき、加入者は提供した無線機器の交換を請求できません。
4. 前項の場合、加入者は、無線機器を本来の用法に従いかつ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故意又は過失により貸与した無線機器を毀損又は滅失したときは、加入者は別に定める料金表により無線機器の機器損害金を当社に支払うものとします。
5. 加入者は、契約が解除されたときは貸与した無線機器を1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別に定める料金表により無線機器の機器損害金を当社に支払うものとします。
6. 当社は無線機器に故障が生じた場合、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとします。
7. 加入者は、無線機器に故障が生じた場合、ただちにその旨を当社に通知するものとします。前項の調査の結果、当社の無線機器に故障のないことが明らかになった場合は、加入者は、当社に対し、当該調査に要した費用を支払うものとします。
8. 加入者は、無線機器の性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、当社へ無線機器の交換を請求できないものとします。
9. 加入者は、次の各号の行為はできません。万一、加入者が違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有します。
 - (1) 本来の用法によらない方法で、本サービスを不当に受けたり、受けようとする。
 - (2) 無線機器を転貸、譲渡、質入等すること。
 - (3) 無線機器を定められた場所から移動したり、接続変更すること。
 - (4) 無線機器を分解したり、変更を加えること。
10. 当社は、無線機器の老朽化または性能が劣化した場合、あるいは技術的条件等の変更により無線機器の変更が必要となった場合、当社の費用負担により無線機器を取り替えまたは改修することができるものとし、加入者はこれに協力するものとします。
11. 加入者は、加入者の故意、過失、第三者の行為または不可抗力による無線機器の損傷、紛失等の場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。
12. 返還までに生じた毀損、盗難、滅失について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、加入者は当社に対し別表に定める料金を当社に支払うものとします。

第17条（付加機能の提供等）

1. 当社は、加入者に料金表に定める付加機能を提供します。加入者は、付加機能の契約をしようとするときは、事前に書面もしくは当社所定の電子的手段にて当社に通知していただきます。この場合、当社は第7条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）の規定に準じて取り扱います。
2. 前項の付加機能を提供する場合、当社は必要に応じて付加機能に要する機器等の提供を行うことがあります。この場合、第21条（自営端末設備の認証情報の登録等）の規定を準用します。

第18条（付加機能の変更・解除）

1. 加入者は、付加機能の契約の変更または解除をしようとするときは、事前に書面もしくは当社所定の電子的手段にて当社に通知していただきます。
2. 当社は契約が解除されたときは、付加機能の契約も解除します。

第19条（無線機器の連用）

1. 当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認

めた場合、無線機器に対し必要なデータの更新等を行うことがあります。

2. 加入者は前項の更新を承諾するものとします。

第20条（自営端末設備の接続）

1. 加入者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及びLTE無線通信サービスの契約者回線に接続することができるものにかぎり、以下この条において同じとします）を接続するときは、当社所定の方法により、当社にその接続の請求をしていただきます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が別記3に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 技術基準適合認定規則様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
4. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
5. 加入者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第21条（自営自営端末設備の認証情報の登録等）

当社は、当社が必要と認める場合において、その自営端末設備（無線機器に限ります）の認証情報その他の情報の登録、変更又は消去（以下「認証情報の登録等」といいます）を行います。

第22条（自営自営端末・自営端末設備に異常がある場合等の検査）

1. 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3. 加入者は、第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第23条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

1. 加入者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（無線機器に限ります。以下この条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
3. 加入者は、前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第24条（自営端末設備の電波法に基づく検査）

前条に規定する検査のほか、自営端末設備（無線機器に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項

加入契約・約款

及び第3項の規定に準ずるものとします。

第25条（自営電気通信設備の接続）

1. 加入者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及びLTE無線通信サービスの加入者回線に接続することができるものに限りません。以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、当社にその接続の請求をしていただきます。
2. 当社は前項の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しないときを除き、その請求を承諾します。
3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
4. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
5. 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第26条（自営電気通信設備の認証情報の登録等）

自営電気通信設備（無線機器に限りません。）の認証情報の登録等については、第21条（自営端末設備の認証情報の登録等）の規定に準ずるものとします。

第27条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第22条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準ずるものとします。

第28条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

自営電気通信設備（無線機器に限りません。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第23条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

第29条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

自営電気通信設備（無線機器に限りません。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第24条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第30条（提供中止）

1. 当社は、次の場合には、LTE無線通信サービスの提供を中止することがあります。
 - （1）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - （2）第34条（利用の制限）の規定により通信利用を中止するとき。
2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表の定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3. 前2項の規定により、LTE無線通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第31条（提供の停止）

1. 当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間（そのLTE無線通信サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することになったもの）に限りません。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのLTE無線通信サービスの利用を停止することがあります。
 - （1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
 - （2）契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - （3）第12条（加入者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したと

き及びその規定により届け出た内容について事実と異なることが判明したとき。

- （4）加入者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のサービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- （5）加入者がそのLTE無線通信サービス又は当社と契約を締結している他のLTE無線通信サービスの利用において第47条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- （6）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を、当社の承諾を得ずに接続したとき。
- （7）第22条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）もしくは第27条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- （8）第23条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第24条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第28条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第29条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
2. 当社は、前項の規定により、LTE無線通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を加入者に通知します。ただし、前項第5号の規定により、提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第32条（インターネット接続サービスの利用）

1. 加入者は、インターネット接続サービス（LTE無線通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第33条（通信の条件）

1. 当社は、LTE無線通信サービスを利用できる区域について、別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. LTE無線通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
3. LTE無線通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
4. 当社は、1の無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部もしくは一部を破棄します。
5. 電波状況等により、LTE無線通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第34条（利用の制限）

1. 当社は、次号の通り通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、本サービスの提供又は帯域を制限することがあります。
 - （1）天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めた時、また災害の予防もしくは救援。
 - （2）交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する

加入契約・約款

- 事項を内容とする通信を優先的に取扱うとき。
- (3) L T E 無線通信サービスの利用者が、当社若しくは第三者の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をした時。
2. 前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、対象加入者に対しその理由を、当社の定める方法により告知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第1項第3号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
4. 本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
6. 当社が請求した次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名	
気象機関	水防機関
消防機関	災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関	防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関	輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関	別記2の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関	国又は地方公共団体の機関

7. 当社は、L T E 無線通信サービスの運用及び品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。
8. 無線区間（契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。）における通信については、A X G P 方式によりセキュリティを確保いたしますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
9. 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
10. 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、あらかじめそのことを加入者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第35条（料金の適用）

1. 当社が提供するL T E 無線通信サービスの料金は、加入料、利用料、端末接続装置利用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。
3. 当社は、社会経済情勢の変化、提供する本サービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改訂の1ヶ月前までに当該加入者に通知します。

第36条（利用料金の支払義務）

1. 加入者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（端末接続装置の提供についてはその提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して加入契約の解除があった日（端末接続装

- 置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した月と解除又は廃止があった月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。）について、当社が提供するL T E 無線通信サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等によりL T E 無線通信サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (3) 前号の規定によるほか、加入者は、第45条（責任の制限）に定める場合を除き、L T E 無線通信サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。
3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第37条（手続きに関する料金の支払義務）

加入者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第38条（料金の支払方法）

1. 加入者が当社に支払う費用の支払方法は、当社指定の口座振替もしくはクレジットカード支払いとこれ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。
2. 費用の支払は、当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に支払うものとします。
3. 当社は、加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとします。
4. 料金の計算方法並びに料金および工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第39条（割増金）

加入者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第40条（延滞利息）

加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第41条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第42条（加入者の維持責任）

1. 加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備（無線機器に限ります。）又は自営電気通信設備（無線機器に限ります。）を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

第43条（加入者の切分け責任）

1. 加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に移動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営

加入契約・約款

電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、加入者から要請があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第44条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が障害し、又は滅失した場合に全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第45条（責任の制限）

1. 当社は、LTE無線通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのLTE無線通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、LTE無線通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限りします。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するLTE無線通信サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、加入者はその権利を失うものとします。
3. 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりLTE無線通信サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
4. 当社は、当社が提供するサービス内容、また加入者がサービス利用において得る情報など（コンピュータプログラム、メールなど）についてその正確性、完全性又は有用性などの保障はいたしません。当該情報のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、加入者がサービス利用に関して、他の加入者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第46条（免責）

1. 当社は、加入者が本サービスを利用して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
2. 当社は、LTE無線通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるLTE無線通信サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等

を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

4. LTE無線通信サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された加入者の情報の消失その他のサービスに関連して発生した加入者の損害について、当社は本規定にて定める以外は一切の責任を負わないものとします。
5. インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないこととします。この件について、加入者はあらかじめ承し、当社は免責されるものとします。
6. 当社は第34条（利用の制限）をもとに利用制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切責任を負わないものとします。

第47条（利用に係る加入者の義務）

1. 当社は、LTE無線通信サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有若しくは占有する土地建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。
2. 加入者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 加入者は、当社が契約に基づき設置した端末設備（自営端末設備にあつては、無線機器に限りします。）又は自営電気通信設備（無線機器に限りします。）を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4. 加入者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5. 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。
6. 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
7. 加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
8. 加入者は、規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。
9. 加入者は、当社から発行されたIDなど管理の責任を負います。IDなどを忘れた場合や盗まれた場合、紛失した場合、第三者に知られた場合、第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、加入者は速やかに当社に届け出、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
10. 当社はIDなどの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。加入者は、IDなどの管理責任を負うものとし、加入者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。
11. 加入者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、加入者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。
12. 加入者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
13. 加入者は、LTE無線通信サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為

加入契約・約款

- (2) 犯罪行為及びそれに結びつく行為
- (3) 第三者の著作権その他の権利、財産又は位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (4) 他者に不利益を与える行為、他人に利用させる行為、又は誹謗中傷し、名誉、信用を毀損する行為
- (5) 上記各号の他、法令に違反するもの、又は違反するおそれのある行為
- (6) L T E 無線通信サービスの信用を毀損する行為、又は毀損するおそれのある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ、又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為
- (8) 第三者又は当社になりすましてサービスを利用する行為
- (9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (10) 大量のメールを送信する行為及び当該依頼に応じて転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等のメールを送信する行為、嫌悪感を感じる電子メールを送信する行為
- (11) 第三者又は当社の設備などに無権限でアクセスする行為並びに設備の運営を妨げる行為
- (12) 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為
- (13) 詐欺等の犯罪的行為及びそれに結びつく行為
- (14) 無限連鎖講（いわゆるネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (15) 事実反する情報を送信・掲載する行為
- (16) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為
- (17) 約款に違反する行為その他のインターネットの運用を妨げるすべての行為
- (18) 本項各号に該当するおそれがあるもしくは助長すると当社が判断する行為
- (19) その他、当社が不適切と判断する行為

第48条（反社会的勢力の排除）

1. 加入者および利用者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員、または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 加入者および利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀

損し、または当社の業務を妨害する行為

- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は加入申込者および加入者が前2項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、加入申込者および加入者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、加入申込者および加入者はこれに応じるものとします。この場合において、当社は加入申込者および加入者に対し必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、加入申込者および加入者は、これに応じるものとします。
4. 当社は、加入申込者および加入者が第1項各号のいずれかに該当することもしくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項もしくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、前項に規定する調査等に応じないもしくは調査等において虚偽の回答をした場合、その他本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解除することができるものとします。
5. 加入申込者および加入者は、前項の適用により、加入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

第49条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

1. 加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
2. L T E 無線通信サービスの利用契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のL T E 無線通信サービス利用契約についても解除があったものとします。

第50条（法令に規定する事項）

L T E 無線通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第51条（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
2. 刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

第52条（加入者個人情報の取扱い）

1. 当社は、保有する加入者個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という。）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という。）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という。）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。
3. 当社、保有する加入者個人情報を以下目的のために利用し、目的達成に必要な範囲において加入者個人情報を取扱うと共に正確かつ最新内容に保つよう努めます。
 - (1) 本サービス契約の締結
 - (2) 本サービス料金の請求

加入契約・約款

- (3) 本サービスに関する情報の提供
 - (4) 本サービスの向上を目的とした加入者調査
 - (5) 端末提供およびアフターサービス
 - (6) 本サービス利用状況等に関する各種統計処理
 - (7) 本サービスおよび当社が提供するその他サービスを行う上でその業務上必要な場合
 - (8) 業務一部を当社が別途指定する者（金融機関、配送業者、工事業者、集金代行者および行政機関）に委託する場合
 - (9) 警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法律等に基づき情報開示請求が書面でなされた場合に、当社が必要と認めた場合のみ個人情報の開示を行います。
4. 当社、加入者との加入契約が解除等された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

第53条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表第2表に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第54条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第55条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については山口地方裁判所を管轄裁判所とします。

第56条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

別記

L T E無線通信サービスの提供区域等

- 1. 当社のL T E無線通信サービスの提供区域は、当社営業区域内を主とします。
- 2. 新聞社等の基準

1. 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2. 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン 放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3. 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

- 3. 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

- 4. 検査等のための端末設備の持込み

加入者は、次の場合には、その自営端末設備（無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。）もしくは自営電気通信設備（無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。）を、当社が指定した期日に当社又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 認証情報の登録等を行うとき。
- (2) L T E無線通信サービス契約約款第24条（自営端末設備の電波法に基づく検査）又は第29条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

- 5. 加入者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社シティーケーブル周南

附則

(実施期日) この約款は、２０１８年４月１０日から実施します。
この約款は、２０２２年７月１日から改正します。

《LTE無線通信サービス料金表》

通則

(料金の計算方法)

- 当社は、加入者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
(端数処理)
- 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 加入者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
- 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金)
- この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する金額に消費税等を加算した金額とします。

(料金等の臨時減免)

- 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費に関する費用を減免することがあります。
- 当社は料金等の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(クレジットカード支払いに関する特約)

- 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 加入者は、加入者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

【別表】

第１表 LTE無線通信サービスに関する料金

第１ 基本利用料

１．適用

基本利用料の適用については、第３６条（利用料金の支払義務）によるほか、次の通りとします。

２．料金額（１契約ごと）

項目		料金額	最低利用期間
基本利用料	通常プラン	月額３，１９０円	３ヶ月
	２年契約プラン	月額２，７５０円	２４ヶ月

※無線機器の端末料を含みます。

※メールサービス、ホームページサービス、セキュリティサービスは付属していません。

※ＩＰアドレスはプライベートＩＰアドレスのみとなります。

※最低利用期間は契約成立月より起算

３．付加機能（オプション）

項目	料金額	単位
メールサービス	月額５５０円	１個

第２ 手続きに関する料金

区分	単位	料金額
新規加入手数料	初回登録時のみ	３，３００円
無線機器 機種変更手数料	無線機器の機種を変更する際、支払を要する料金	２，２００円／ １台１回につき
休止料	LTE無線通信サービスの利用を休止するときに支払を要する料金	月額 １，１００円／ １台につき
出張費	当社の係員が加入者宅へ向し、簡易な調査作業等を行う場合に適用する料金	３，３００円／ １回につき
通常プラン の違約金	利用開始月の翌月から３ヶ月以内で契約を解除するときに支払を要する料金	月額利用料相当額
２年契約プラン の違約金	利用開始月の翌月から２４ヶ月以内で契約を解除するときに支払を要する料金	月額利用料相当額
解約撤去費用	加入契約の解約をする際	お客さまにて持参もしくはご返却いただきます。ご返却の際の郵送料はお客さま負担となります。 ※出張訪問での無線機器回収をご希望の場合は出張訪問費３，３００円ご負担いただきます。
機器損害金	機器を破損・紛失した場合に支払いを要する金額	別に算定する金額

第２表 加入者個人情報の種類とその保存期間

当社と加入者との加入契約に伴い入手した加入申込者、入居者の個人情報保存期間は、解約月の翌月から１年以内とします。
ただし、利用料金の滞納、および本契約に違反した場合はこの限りではありません。

表示価格はすべて税込です



ケーブルプラス電話

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項（重要）

「ケーブルプラス電話」に関するサービス約款

本紙は電気通信事業法第26条に基づいて「ケーブルプラス電話」をご説明するためのものです。

1. サービス名称・【区分】

ケーブルプラス電話・【IP電話サービス】（以下「本サービス」）

2. 本サービスを提供する会社

JCOM株式会社（以下「JCOM」）ただし、電話番号の設定および緊急通報（110/118/119）についてはKDDI株式会社（以下「KDDI」）

3. お問い合わせ先

お電話でのお問合せ先

- ・サービス内容 株式会社シーケーブル周南
フリーダイヤル0120-212647（受付時間／9：00～18：00（定休日／日曜・1月1日～3日））
- ・接続・設定・故障 KDDIケーブルプラス電話故障受付
フリーダイヤル0120-929103（年中無休：24時間対応）

4. ご留意事項

- （1）本サービスについて
 - ・本サービスに関する料金やサービス内容は、改善等のため予告なく変更する場合があります。
 - ・本紙記載の内容は2026年3月1日現在の情報です。
- （2）請求についてのご注意
 - ・本サービスのご利用料金はお申し込みいただいた株式会社シーケーブル周南から請求させていただきます。
- （3）個人情報のお取り扱いについてのご注意
 - ・KDDIおよびJCOMが本サービスのお申込みに際して取得する個人情報の利用目的につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用することとします。
- （4）au IDについて
 - ・ケーブルプラス電話のお申込みにより、ケーブルプラス電話契約と連携付けられたau IDをKDDIが払い出します。au IDは、My auのログインに利用します。なお、au IDの利用はKDDIの「ID利用規約」によります。
- （3）その他
 - ・本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

5. サービス内容

- ・国内加入電話、国際、携帯電話、PHS、IP電話等向け通話をご利用いただけます。
- ・現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用いただけます（詳細については「（8）-1 番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください）。
- ・「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」への発信が可能です。
- ・本サービスはISDNをご利用いただけません。
- ・停電時にご利用になれません（携帯電話やお近くの公衆電話をご利用ください）。

6. 契約・お申込みについて

- ・このお申込みによる契約は、KDDIおよびJCOMのケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- ・お申込みを受付した場合でもKDDIまたはJCOMの設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- ・現在、110番、119番非常通報装置（注1）、または緊急通報

等を行う自動通報装置（電話機）（注2）をご利用のお客様は、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申し込みいただけません。

- （注1） 非常ボタン等を押すことにより110番（警察）、119番（消防）へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。
- （注2） 主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行うことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。

- ・本サービスは、ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- ・お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申し込みください。
- ・お申込者は、この契約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡することはできません。

7. 緊急通報（110/118/119）について

- ・「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先（警察、海上保安庁、消防）に通知されます（一部の警察・海上保安庁・消防を除く。）。なお、回線等の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

8. 電話番号の継続利用について

（1）番号ポータビリティをご利用の場合

- ・本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ（※）を利用することができます。

※番号ポータビリティとは、電話サービス提供会社（以下「事業者」）を変更しても同じ電話番号を継続して利用することができるようにする取扱いです。

- ・KDDIおよびJCOMグループ会社以外の事業者（以下「他事業者」）から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了（NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトを含む他事業者の電話サービスは解約）となります。他事業者への手続きはKDDIが行います。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの移行に際し、移行元の他事業者（以下「移行元事業者」）より連絡がある場合があります。

※NTT加入電話、INSネット64からの番号ポータビリティを利用した移行の場合は休止工事費3,000円（税込3,300円）が別途NTT東日本・NTT西日本よりお客様に請求されます。その他の番号ポータビリティを利用した移行の場合は移行元事業者が定める提供条件により、解約に係る違約金、工事費等のお客様不利益事項が発生する場合がありますので、必要に応じ工事日までに移行元事業者へご確認ください。

※付加サービスも含めて自動的に解約となるかどうかについては、必要に応じお客様から移行元事業者へご確認ください。

- ・移行元事業者による番号ポータビリティの設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
- ・番号ポータビリティの工事当日は、工事に伴い電話利用不可時間が発生する場合があります、その際は緊急通報機関からの折り返しを含めて電話が利用できない場合があります。
- ・番号ポータビリティに関する取扱いにおいて、契約者名義、お客様連絡先、設置場所、工事希望日等の情報は、移行先事業者、移行元事業者および番号取得事業者との間で必要に応じて共有することがあります。
- ・番号ポータビリティは移行元事業者の契約者（名義人）の同意を得た上でお申し込みください。
- ・番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご利用可能となります。

加入契約・約款

- ・お申込みの電話番号が、他事業者が提供する固定電話サービスでご利用中の0ABCで始まる番号（A、B、Cは0以外）であること。
- ・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと（ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります。）。
- ※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。
- ・公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。
- ・移行元の電話サービスで利用していたADSL、光ファイバ等のアクセス回線は、本サービスへの移行後も自動解約とならずに定額料金が発生する場合がありますので、必要に応じてお客様から解約の手続きを行ってください。
- ・ご利用場所の変更を伴う番号ポータビリティによって移行した後に移行元事業者の電話サービスに戻ることができるかを確認する必要がある場合、移行元事業者にお問い合わせください。
- ・その他、現在の電話サービスにおいてご利用中のサービスの取扱いについては、サービス提供会社へお問い合わせください。
- ・本サービスでは、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA（ターミナルアダプタ）はご利用いただけません。
- ・NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の休止の場合、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様に送付されます。休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）は、再度NTT東日本・NTT西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。
- ※他事業者からの番号ポータビリティの場合は休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）が送付されることはありません。
- ・NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のNTT東日本・NTT西日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合、更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本にお問い合わせください。
- ・NTT東日本・NTT西日本からレンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTT東日本（連絡先：0120-116-116）・NTT西日本（連絡先：0800-2000116）へご連絡ください。またNTT東日本・NTT西日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・プッシュホン）をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申し込みいただく前に、必ずNTT東日本・西日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（返却）」をご連絡ください。
- （2）ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行の場合

・以下の機能・各種サービスはご利用いただけません（詳しくは「【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください）。

ISDN スーパーG3FAX通信 (G3FAXは概ねご利用いただけます。) i・ナンパー	ユーザー間情報通知(UUI) ボイスワープセレクト等ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン(ドアホン) 代表組み / ダイアルイン / BizFAXスマートキャスト
---	---

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

・以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

モデム通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。 必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問い合わせください。
	セキュリティサービス	
	ダイヤルアップによるインターネット接続	
	その他モデム通信	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- ・本サービスで利用する電話番号について、同番移行（※）を利用することができます。
 - ※同番移行とは、JCOMの電話サービス（本サービス／ケーブルプラス光電話）、J：COMグループの電話サービス（J：COM PHONE プラス／J：COM PHONE ひかり）またはKDDIの電話サービス（ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービス）を元に提供される電話サービス（JCOMの電話サービスおよびJ：COMグループの電話サービスとあわせて以下「JCOMの電話サービス等」）でご利用中の電話番号を、他のJCOMの電話サービス等において利用することができるようにする取扱いです。
 - ・ケーブルプラス光電話／J：COM PHONE プラス／J：COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話／J：COM PHONE プラス／J：COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話は解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
 - ・auひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
 - ※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
 - ・ケーブルプラス光電話／J：COM PHONE プラス／J：COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申し込みください。
 - ・ケーブルプラス光電話／J：COM PHONE プラス／J：COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行は、以下の条件に合致した場合に可能となります。
 - ・ケーブルプラス光電話／J：COM PHONE プラス／J：COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、同番移行がご利用いただけない場合があります。）。
 - ※同番移行が出来ない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。
9. 本サービスの機能について
- ・ご利用いただけない通話・通信先がございます（詳しくは「【別表1】接続可否」をご参照ください）。
 - ・「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。
 - ※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。

加入契約・約款

10. 104番号案内

- ・104番号案内をご利用いただけます。

11. ご利用料金

(1) 料金に関するご注意

- ・本サービスのご利用料金はお申し込みいただいた株式会社シティーケーブル周南から請求させていただきます。
- ※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。
- ・請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、株式会社シティーケーブル周南の定めるところによります。
- ・基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料について利用開始月は無料、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行った場合は全額のご請求となります。
- ・電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額（※）をご請求させていただきます。

※支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される電話リレーサービスの「番号単価」については、月によって適用される金額が異なることがあります。

- ・実際の請求時の消費税は、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- ・本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に株式会社シティーケーブル周南が設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは株式会社シティーケーブル周南にお問い合わせください。
- ・保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

(2) 月額利用料金

a 定額利用料

基本料	1,490円(税込1,639円)
-----	------------------

b その他料金

通話明細発行 ^{注1}	200円(税込220円)
----------------------	--------------

注1) 通話明細はJCOMよりご契約者に送付させていただきます。

(3) 通話料

種別		通話料(税抜)	通話料(税込)
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」向け通話(注1)		無料	
国内加入者向け通話	市内通話	8円/3分	8.8円/3分
	県内市外通話(※2)		
	県外通話(※2)	15円/3分	16.5円/3分
国際通話(※3)	ダイヤル通話	例:アメリカ本土宛 9円(免税)/1分 フィリピン宛 35円(免税)/1分 中国宛 30円(免税)/1分	
携帯電話向け通話	au UQ mobile宛	15.5円/1分	17.05円/1分
	上記以外宛(※4)	16円/1分	17.6円/1分
IP電話向け通話		10円/3分	11円/3分
特別番号への通話	時報(117)	8円/3分	8.8円/3分
	番号案内(104)(※5)	200円/案内	220円/案内
	電報(115)	アルティウスリンク株式会社設定料金(※6)	
	災害伝言ダイヤル(171)	8円/1分	8.8円/1分
	行政1XYサービス(188・189)	NTTドコモビジネス株式会社設定料金	
	ナビダイヤル等(0570)	NTTドコモビジネス株式会社/ 株式会社アイ・ピー・エス・プロ設定料金	

2026年
8月1日から
440円/案内

注1:「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」はJ:COMグループ会社が提供する電話サービスです。

注2:県内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。

注3:その他の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、JCOMのホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>)でご確認ください。

注4:衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細はJCOMのホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges>)でご確認ください。

注5:障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録して頂きます。

注6:アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります

(4) 電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

電話ユニバーサルサービス料	電話のユニバーサルサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額

※電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1電話番号毎に請求させていただく月額料金です。

※認可料金は、それぞれの支援機関が電話のユニバーサルサービスの場合は原則6ヶ月ごとに、電話リレーサービスの場合は原則1年ごとに算

加入契約・約款

定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照ください。電話のユニバーサルサービス：<https://www.tca.or.jp/universalservice/>、電話リレーサービス：https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/

※電話ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、次のURLをご参照ください。

※電話ユニバーサルサービス料に係るもの：<https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/>、電話リレーサービス料に係るもの：<https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/>

(5) 手続きに関する料金

a 初期費用

契約料	無料
番号ポータビリティ	無料

b その他料金

番号変更	1 手続きあたり 2,000円(税込2,200円)
------	------------------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

(6) 付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	300円(税込330円)
発信番号表示	400円(税込440円)
番号通知リクエスト(注1)	200円(税込220円)
割込番号表示(注2)	100円(税込110円)
迷惑電話自動ブロック(注3)	無料
着信転送(注4)	500円(税込550円)

注1) 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

注2) 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3) ご利用開始には、JCOMが別に定める同意事項への同意を含むお申込みが必要です。

注4) My a uからのお申込みはできません。株式会社シティーケーブル周南へご連絡ください。また申込みの際、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 3および6にて指定されたマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、資格確認書、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

(7) 割引料金

a a uまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について) a uケータイからの発信通話についてはa u→自宅割の適用条件によります。

概要	JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号にa uまたはpovo1.0の携帯電話の電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とa uまたはpovo1.0の携帯電話^{*1}のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ①a uひかり 電話サービス^{*2}・a uひかり ちゅら 電話サービス・ホームプラス電話・a u one netの050電話サービス・コミュファ光電話^{*2}への国内通話 ②a u携帯電話およびJCOMが指定する携帯電話サービス^{*3}(以下あわせて「a u携帯電話等」)への国内通話(a u世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。) ※その料金月の末日において、ご登録の電話番号について解約・休止等の場合、UQ mobileやpovo2.0のものの場合、a uまとめトーク(以下この表において「本割引」)の対象外となります。 ※JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更^{*4}があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 *1：a u携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものも含まれます。 *2：付加サービスの050電話サービスを含みます。 *3：UQ mobile、povo1.0およびpovo2.0ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。 *4：携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。
注意事項	・料金月の月末において、登録されているa uまたはpovo1.0の携帯電話が解約・休止等の場合、a uまとめトークの割引はありません。 ・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社シティーケーブル周南に通知されることについて、承諾していただきます。

b オプションお得パックについて

概要	ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエストおよび割込番号表示(以下あわせて、この欄において「対象付加サービス」)の付加サービス利用料が同時に発生する場合[*]、その付加サービス利用料の合計額1,000円(税込1,100円)を、500円(税込550円)に割引します(オプションお得パック)。 ※オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。
----	--

12. 宅内機器について

- ・本サービスをご利用の際は、ご利用の株式会社シティーケーブル周南が設置する宅内機器をJCOMが指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- ・宅内機器の電源は、常にONの状態でご利用願います。電源がOFFの状態では発信/着信ができなくなりますのでご注意ください。
- ・本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- ・宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- ・宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。

加入契約・約款

- ・宅内機器に故障が生じた際はご利用の株式会社シティーケーブル周南が交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- ・宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害（ノイズ）を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

13. 宅内機器について

- ・本サービスを解約される場合には株式会社シティーケーブル周南（0120-212647、定休日：日曜日・1/1～3、営業時間9:00～18:00）へお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先においてau ひかり 電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ず株式会社シティーケーブル周南へお申し出ください。
- ・宅内機器等については、株式会社シティーケーブル周南にて撤去工事を行います。
- ・番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者が提供する電話サービスで継続して利用される場合は、事前に、当該他事業者へ電話番号の継続利用を希望する旨、お申し出く

ださい。

- ・番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、移行先事業者での電話番号の継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります（ご申告いただいてから移行先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります）。
- ・番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行しようとする場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等（移行可否を含む）については移行先事業者にご確認ください。
- ・「NTT東日本・NTT西日本以外の電話事業者が払い出した電話番号」および「光IP電話サービス（ひかり電話）用としてNTT東日本・NTT西日本が払い出した電話番号」については、NTT東日本・NTT西日本の加入電話への番号ポータビリティを利用した移行はできません。

14. 本サービスの提供条件を説明する会社

株式会社トップライン C2016730

INEX T株式会社 G1902105

株式会社 Sayn H1917976

【別表1】接続不可

発番区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
電話をかける場合	1XYの3桁番号サービス（一部4桁）	104	○	番号案内	電話番号案内サービスは、電話番号をご案内した場合、1案内ごとに番号案内料がかかります。
		110	○	警察（緊急呼）	
		111	×	線路試験受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。NTT東日本・NTT西日本の電報をご希望の場合、KDDIエボルパからの転送も可能です。
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安（緊急呼）	
		119	○	消防（緊急呼）	
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号（0091で始まる番号を除く）をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		125	×	でんわ会議	
		142	○	着信転送〔JCOM付加サービス〕	JCOMの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退、迷惑電話自動ブロック〔JCOM付加サービス〕	JCOMの「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。
		147	×	ボイスワープセレクト	
		148	○	番号通知リクエスト〔JCOM付加サービス〕	JCOMの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		161～167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害伝言ダイヤル	
		184-	○	発信者番号通知拒否	
		186-	○	発信者番号通知	
		188/189	○	行政1XYサービス	
	0A0から始まる電話番号	010-	○	国際電話	
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
		070-/080-/090-	○	携帯電話	

加入契約・約款

電話をかける場合	O A B O の4桁番号サービス	0 1 2 0-	○	フリーダイヤル／フリーコールDX／フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0 5 7 0-	○	ナビダイヤル等	ナビダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0 8 0 0-	○	フリーダイヤル／フリーコールDX／フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0 9 9 0-	×	災害募金サービス	
	O O X Y 事業者識別番号 (K D D I 提供)	0 0 7 7-	○	各種サービス (フリーコール等)	
		0 0 5 1- 0 0 5 3- 1- 0 0 5 3- 9- 0 0 5 5- 0 0 5 7-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話サービス	
		0 0 X Y-	×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信 (0088フリーコールなど以下に記載のものは除く)	・ A C R 機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・ 事業者識別番号の後に国内・携帯・国際 (自動ダイヤル) 等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。
		0 0 3 7- 6- 0 0 4 4- 0 0 6 6- 0 0 8 8-	○	0 0 3 7-6- 着信課金サービス 0 0 4 4-国際 着信課金サービス 0 0 6 6-国際国内 着信課金サービス 0 0 8 8-フリーコール	
電話を受ける場合	# ダイヤル	# 4 桁の番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等	
	茶者事業者サービスの着信		×	N T T 東日本・N T T 西日本のフリーアクセスの着信先回線として設定・登録	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

【別表2】ご利用いただけない機能・サービス

機能・サービス		注意事・備考
通信機能・サービス	I S D N	現在 I N S 6 4 をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 ・本サービスは I S D N の機能をご利用いただけません。 ・2 c h 利用はできません。1 c h (1 回線) での提供となります。 ・I S D N 専用電話機や I S D N 専用端末はご利用いただけません。 ・D S U ・T A (ターミナルアダプタ) を取り外してください。 ・I S D N のサブアドレス着信 (相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする) 等のご利用いただけません。
	スーパーG3 F A X 通信	G3 F A X は概ねご利用いただけます。
	B i z F A X スマートキャスト	
	ユーザー間情報通知 (U U I)	
通信機能・サービス	ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	J C O M の転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン (ドアフォン)	番号の発信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	I ・ナンバー	
	代表組	
	ダイヤルイン	

※番号ポータビリティをお申込みの場合、ご利用中電話サービスの付加サービス、割引サービスは自動的に解約となります。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

加入契約・約款

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び

請求などに関する規約

第1条 適用

1. 本規約は、株式会社シティーケーブル周南（以下「当社」といいます）と、KDDI株式会社及びJCOM株式会社（以下あわせて「KDDI等」といいます）が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」といいます）を承諾し（以下「当社」といいます。）を介して、KDDI等よりケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます。）の提供を受ける者と当社の間における、設備の設置料金の請求等について適用されます。
2. 当社又はKDDI等（以下あわせて「当社等」といいます。）がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

1. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

1. 当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。）。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
 - （1）電話接続回線を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
 - （2）申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠るおそれがあるとき。
 - （3）その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

第4条 設備の設置等

1. 契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置等を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社又は当社の指定する業者が行うものとします。なお、端末装置は当社等が提供し、所有権は当社に帰属します。
2. 設備の設置等及び保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
4. 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
5. 契約者は当社等が提供した端末装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

第5条 KDDI等の提供サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金適用条件（料金額）

1. 第4条1項に定める設備の設置等に伴う料金（以下「設置等料金」といいます。）は契約者負担とし、その額は別表に定めることとします。また、KDDI等が提供するケーブルプラス電話に係る料金はケーブルプラス電話約款に定めるところによります。
2. 設置等料金及び前条に基づきKDDI等が当社に債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」といいます。）の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うことといたします。
3. 契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただきます。
4. 契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用に係る場合は当該規定に定める率）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7条 サポート

1. 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ当社に申告していただきます。
2. 前項の申告に基づき、当社は当社等の設備の修理又は対応（以下「サポート」といいます。）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条 契約の解除

1. 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。この場合において、契約者は契約解除にともない責務の履行を免除されるものではありません。
 - （1）工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わないおそれのあるとき。
 - （2）契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - （3）当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
 - （4）電気通信回線の地中化等、当社等又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社等の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
 - （5）工事契約又は契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがあるとき。
 - （6）その他当社の業務遂行上、支障があるとき。
2. 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条 承諾の限界

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、本規約に

加入契約・約款

において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第10条 責任及び免責

1. 当社は、天災、事変その他、当社の責に帰することのできない事由によるサービスの停止、不能についてはその損害の賠償請求には応じません。
2. 契約者は、当社が当社施設を維持管理する必要上やむを得ざる場合には、事前通告の有無に関わらず、サービスの提供を一時的に停止することがあることを予め承認するものとします。又本施設の故障によるサービスの不良、中断等の場合も同じとします。
3. 契約者は、その故意又は過失により本施設及びサービスに損傷、又は損害を与えた場合には、その修復に要した費用の負担及び損害賠償の責に任ずるものとします。

第11条 個人情報

1. 当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます）。
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
 - (3) 個々の契約者に有益と思われる当社のサービス又は当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、又は電話すること。なお契約者は当社が別途定める方法で届

出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。

- (4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、又は電話すること。
- (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、又は電話すること。
- (6) 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
- (7) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
3. 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
4. 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
5. 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律第27条（第三者提供の制限）に基づき、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
6. 当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
7. 当社は、契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

【別表】

●第6条の1に定める料金額

区 分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス契約者	追加工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス契約者	新規工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

●第10条の7に定める個人情報開示手数料

個人情報開示手数料	会社所定料金
-----------	--------

加入契約・約款

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. 端末設備の貸出

(1) 当社は、契約者に対し、その契約者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定する端末設備（タイプ1（HFC施設）では「EMTA」、タイプ2（光施設）では「HGW：ホームゲートウェイ」と呼び、種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「端末設備」といいます。）を無償で貸与します。

2. 端末設備の設置及び撤去等

(1) 当社は、前項に基づき契約者に貸与する端末設備を契約者が指定した設置場所（但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。）に設置し、その設置した日から契約者に対する当該端末設備の貸与が開始されるものとします。

(2) 契約者は、端末設備と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。

(3) 端末設備と契約者の機器との接続に必要な物品等及び端末設備を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。

(4) 当社は契約者に対して、貸与開始において端末設備が正常な機能を備えていることのみを担保し、端末設備の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

3. 端末設備の使用及び保管等

(1) 契約者は、端末設備を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。

(2) 契約者は、端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、端末設備を改造若しくは改変し又は契約者が利用契約において指定した当該端末設備の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外に端末設備を使用してはならないものとします。

(3) 契約者は、端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常な端末設備（以下「代品」といいます。）を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じた端末設備（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。

(4) 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由により端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、別表に定める「端末設備修復補填費」を請求できるものとします。

4. 端末設備の返還等

(1) 契約者は、解約等の理由で端末設備の返還が必要となった場合は、本文第6条に基づき、その旨を速やかに当社へ連絡し、端末設備の返還に係る工事の依頼を行うこととします。

(2) 端末設備の返還に係る工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

5. 責任の範囲

(1) 当社およびKDDI株式会社（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づく端末設備の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(2) 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(3) 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

(4) 当社等は、契約者の責めに帰すべからざる事由により端末設備を全く使用することができない状態（端末設備を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、端末設備を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。